

島根県後期高齢者医療広域連合告示第10号

島根県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱を次のように定める。

平成19年8月24日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



## 島根県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、民間企業等との協働により広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 広域連合が発行する広報印刷物及び広域連合が使用する封筒その他の印刷物
- (2) 広域連合が作成し管理する WEB ページ
- (3) その他広域連合の財産で広告媒体として活用できるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公正で真実であること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると広域連合長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、別に定める。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、次の各号に掲げる事項を掲載した募集要領を定め行なうものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 掲載に係る料金

- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行なうにあたり必要な事項

(審査機関)

第5条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、島根県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 総務課長
- (4) 業務課長

3 審査会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

4 委員長は、第2項に規定する委員のほか、審査する内容に関連する所管の係長を、臨時の委員として指名することができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、広告の内容等に疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する係長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月24日から施行する。